第百九十一条第一項中「イナート」の下に「・」を加え、「の各号」を削り、同項第一号中「かつ給気方式」を削り、同項第二号中「、第六号及び第七号」を「及び第六号から第八号まで」に改める。

第百九十二条中「の各号」を削り、第二号を第三号とし、第一号中「八倍」の下に「（持運び式機械通風装置にあつては十六倍）」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　当該場所の外側から操作できるものであること。

第百九十三条に次の一項を加える。

2　引火性の貨物を運送する船舶に備え付ける第百九十条第一項及び第百九十一条第一項の機械通風装置は、常に作動させておかなければならない。

第二編第三章第二節第七款中第百九十三条の次に次の一条を加える。

（毒性の貨物に係る通風装置）

第百九十三条の二　毒性の貨物を運送する船舶に備え付ける第百九十条第一項及び第百九十一条第一項の機械通風装置は、常に作動させておかなければならない。

第百九十六条の次に次の一条を加える。

（冷却装置の管装置の配置）

第百九十六条の二　冷却装置の管装置であつて、ガス検知装置を備え付けていないものは、貨物区域外の管装置に接続してはならない。

第百九十七条第二項から第四項までを削る。

第百九十八条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「（容積が二〇立方メートルを超える貨物タンクに限る。）」を削り、同号ロ中「一五度」を「十五度」に改め、同項第五号ハ中「二五メートル」を「二十五メートル」に、「九〇メートル」を「九十メートル」に改め、同項第六号中「一〇メートル」を「十メートル」に改め、同項第七号を削る。

第百九十八条第三項中「の各号」を削り、「地方運輸局長」の下に「又は船級協会」を加える。

第二百二条を次のように改める。

第二百二条　削除

第二百六条第四項中「地方運輸局長」の下に「又は船級協会」を加える。

第二百十二条第一項中「の各号」を削り、同項第七号中「及び第二百三十条の通風用のフード内」を削り、同号を同項第十号とし、同項第六号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第百九十四条第一項の冷却装置

第二百十二条第一項第五号の次に次の二号を加える。

六　イナート・ガス供給主管内

七　貨物を燃料として使用する内燃機関の内部

第二百十二条第一項に次の一号を加える。

十一　前各号に掲げる場所のほか、貨物管装置、ガス燃料管装置又はガスを使用する機器類が設けられた閉囲された場所

第二百十二条第二項中「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第二百十二条第二項第一号中「いずれの採取端からも順次検知を行い、三〇分以内に当該検知を終了することが」を「採取したガスを直ちに検知」に改め、同項第二号中「（前項第七号の開囲区域に係るものに限る。）」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「次に掲げる」を「告示で定める」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「三〇パーセント」を「三十パーセント」に改め、同号を同項第六号とする。

第二百十三条中「独立型タンク以外の」を「二次防壁が要求される」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「〇から一〇〇パーセント」を「零から百パーセント」に改め、同条第二号中「第一号及び第三号から第七号まで」を「各号」に、「要件」を「要件。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第二百十四条の次に次の一条を加える。

（酸素含有率の計測装置）

第二百十四条の二　船舶には、固定式の酸素含有率を計測できる装置を次に掲げる場所に備え付けなければならない。

一　窒素発生器、冷媒に窒素を使用した冷却装置又はイナート・ガス装置が設置されている閉囲された場所又は半閉囲場所

二　非引火性の貨物を運送する船舶にあつては、船倉区域、貨物ポンプ室及び貨物圧縮機室

第二百十六条第一項中「第二百十二条第一項各号に掲げる場所」を「船倉区域及び防壁間区域」に、「三〇分」を「三十分」に改め、同条第二項を削る。

第二編第三章第二節第十款中第二百十七条の次に次の一条を加える。

（自動制御）

第二百十七条の二　本款の規定により備え付ける計測装置又はガス検知装置であつて、自動制御の機能を有するものは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　操作を誤つた場合においても運送の安全を確保するための措置が講じられていること。

二　異常が生じた場合に警報装置の作動、関連する機器類の停止その他の貨物タンク等の損傷を防止するための措置を講じることができるものであること。

三　自動制御の機能を手動で解除することができるものであること。

第二百二十五条の見出し及び同条第一項中「貨物タンク」の下に「及び貨物管装置」を加える。

第二百二十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第二百二十六条の二第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「他の設備の煙路から独立している」を「次に掲げる要件に適合する」に改め、同号に次のように加える。

イ　他の設備の排気管又は煙路から独立しているものであること。

ロ　排気が滞留するおそれがないものであること。

第二百二十六条の二第一項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　前条第一項第一号に掲げる要件

二　煙路における排気の温度が摂氏五百三十五度以上とならないものであること。

第二百二十六条の二第一項に次の二号を加える。

六　ガス燃料の供給が遮断された場合に、自動的に燃料油の供給に切り替えることができるものであること。

七　ガス燃料をバーナに供給する管は、次に掲げる措置が講じられたものであること。

イ　安定した燃焼を確保するまでの間、ガス燃料が供給されないものであること。

ロ　手動で操作できる遮断弁が取り付けられたものであること。

ハ　ガス燃料の使用後、排気を自動的に排除する装置が取り付けられたものであること。

第二百二十六条の二第二項を削り、同条を第二百二十六条の二の二とし、第二百二十六条の次に次の一条を加える。

（貨物を燃料とする内燃機関）

第二百二十六条の二　内燃機関であつて、液化天然ガスを燃料として使用するものは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　燃焼時の炎は、視認することができないものであること。

二　排気管における排気の温度が摂氏五百三十五度以上とならないものであること。

三　始動前に排気管に排気が滞留していないことを確認できるものであること。